

コーポレートガバナンスと内部統制

THKは、コーポレートガバナンスの充実にに向けた取り組みを強化していくとともに、コンプライアンスやリスクマネジメントなどを含めた内部統制システムの充実に努め、長期安定的に株主利益の最大化を図れる企業となることを目指しています。

コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

THKのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主利益の最大化」の観点から、株主に対し経営の透明性を高めるとともに、適切かつ効率的な経営を目指すことです。

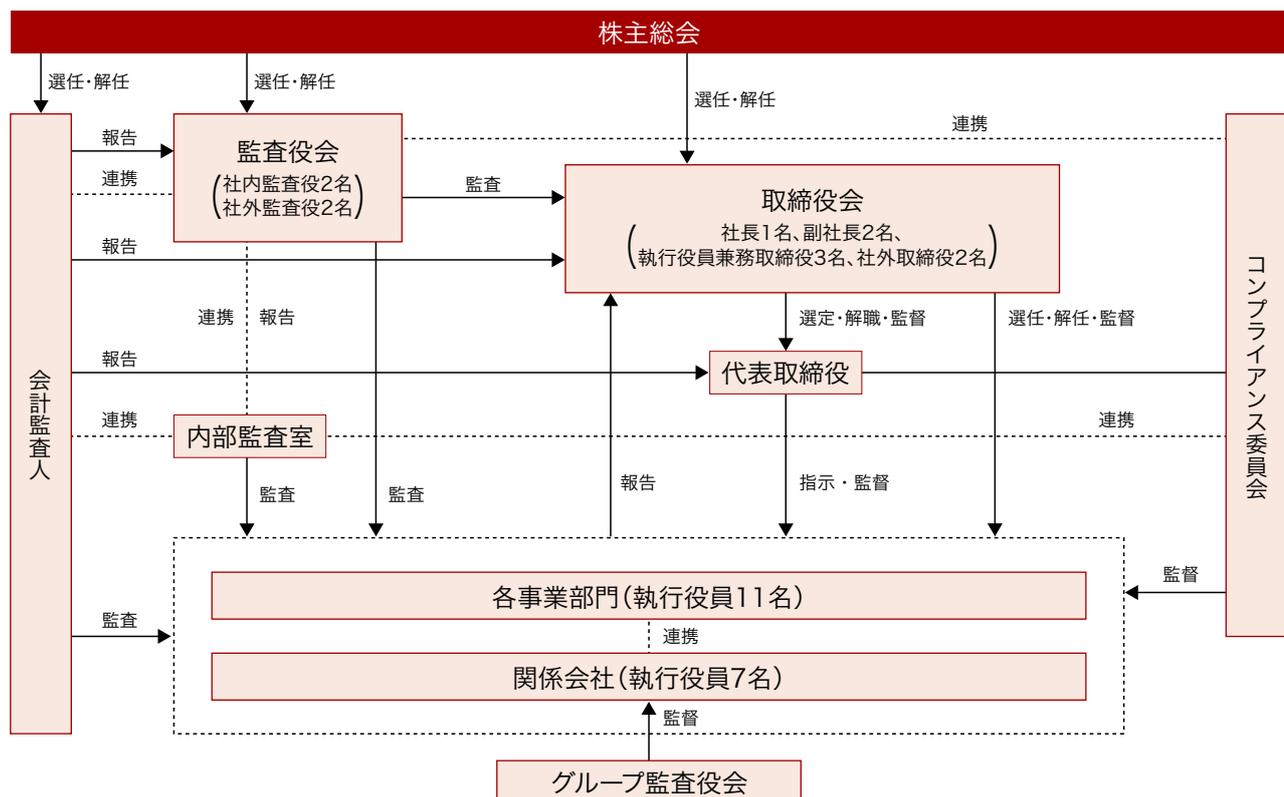
経営組織としては監査役会設置会社であり、社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会を基本とし、2014年6月21日以降は、取締役員数の減員と併せて執行役員制度を導入しています。これにより、取締役会による経営監督機能の向上を図り、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定、業務執行の迅速化に努めています。

新たな取締役会は、取締役社長1名、役付取締役2名、執行役員を兼務する取締役3名、社外取締役2名の計8名で構成し、経営の重要事項の意思決定並びに取締役及び執行役員の職務執行について監督を行っています。加えて、取締役会の構成メン

バーに独立性を有する社外取締役の導入により、経営の中立性、適法性、妥当性の確保に努め、さらに2014年6月21日以降は社外取締役を1名から2名に増員し、経営監督機能のより一層の向上を図っています。

取締役会では、迅速かつ適切な意思決定を行うべく、取締役会での議論に必要な情報を執行役員や担当セクションから収集し、必要に応じて弁護士や公認会計士などの第三者から客観的かつ専門的な意見を聴取しています。取締役会はこれらの収集された情報をもとに議論を重ね、経営の重要事項の意思決定を行っています。このように、取締役会の意思決定過程に第三者の立場である専門家や、企業経営に十分な見識と豊富な経験を有している社外取締役の意見を反映させることにより、経営監督機能の向上を図っています。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤の社外監査役2名の計4



名で構成しており、監査役会の機能強化による監査機能の向上を図っています。各監査役は取締役会やその他の重要な会議などに出席するとともに、会社の業務や財産などの調査を行ったうえ、監査役会において意見や情報の交換を通じて取締役及び執行役員の職務執行並びに業務の執行に対する実効性のある監査に努めています。なお、社外監査役は財務会計及び企業法務にそれぞれ精通しており、適法かつ適正な監査を行っています。

また、THKは執行役員制度を導入しています。執行役員は取締役会の決議により選任され、一定事項の業務について包括的な業務執行の責任者としての権限が付与されています。執行役員の業務執行に関する役割と責任を明確化することにより、業務執行の迅速化を図っています。

積極的な企業情報開示

THKでは、以前から全てのステークホルダーの方々とのコミュニケーションの充実を極めて重要なものと位置付け、積極的に適正かつ公平な情報開示に努めています。

株主総会の運営にあたっては、6月下旬の株主総会集中時期を避け、比較的出席しやすいと思われる6月中旬の土曜日に開催しています。



内部統制システムの構築・強化

THKは法令を遵守し、経営基盤を磐石なものとするために内部統制の強化を図っています。2008年に内部統制に関する社内規程である「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、「金融商品取引法」に基づく財務報告の信頼性を確保する体制整備を、子会社・関連会社を含むグループ全体で継続して進めています。

内部統制の運用状況の評価につきましては、内部監査室に設置した内部統制監査課において行うとともに、リスク管理室に設置した内部統制課を事務局として毎年、評価に基づいた運用の改善を行っています。

2013年度に実施した社内での評価においては「開示すべき重要な不備」に該当する事項は認められませんでした。最終的な評価の結果は、2014年6月に「内部統制報告書」にて内閣総理大臣（関東財務局）に提出し、開示しています。

コンプライアンス体制の推進

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を2005年から常設しています。ここでは、社内のコンプライアンス体制構築に関する方針の決定や、従業員の法令・社内規則違反や社内通報案件への対応を審議しています。各種事案への対応は委員会のオブザーバーである顧問弁護士と連携をとり、適法・適正な対応を行っています。

また、役員及び従業員のコンプライアンス違反を未然に防止し、万一違反が発生した場合に早期に適切な措置を施すことを目的として社内通報制度「THKヘルプライン」を開設しています。通報手段としては専用の電話番号とメールアドレスが設置され、外部窓口として顧問弁護士への連絡も可能となっています。2013年度は、ヘルプラインにおいて4件を受け付け、いずれも関係部署と連携のうえ対応しました。

コンプライアンス委員会の下部組織として、各業務部門の単位で「コンプライアンス部会」を設置し、事業所・エリアごとに部会メンバーを選任しています。部会メンバーは各事業所・エリアのコンプライアンス体制の推進を図るべく、相談窓口の機能を果たすとともに、自主的な勉強会を開催するなど、法令等遵守の重要な役割を担っています。

リスクマネジメントの徹底

リスクを全社的に管轄し対応するため、リスク管理室を設置しています。ここではコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、輸出管理、新型インフルエンザなどに関わるリスクについて、それぞれの担当部署で規則・ガイドラインを制定し、教育・研修などを通じて対策を講じています。